

○防衛省告示第二百二十二号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、追加提供及び新規提供が令和三年四月三十日次のとおり決定された。

令和三年五月七日

防衛大臣 岸 信夫

陸上施設

◎一部返還

| 施設番号 | 施設名       | 所在地名 | 所有関係 | 摘               | 要 |
|------|-----------|------|------|-----------------|---|
| 三〇六七 | 横浜ノース・ドック | 横浜市  | 国有   | 土地…約二六〇平方メートル   |   |
|      |           |      | 民有   | 土地…約一、一〇〇平方メートル |   |
|      |           |      | 国有   | 工作物…軌道等         |   |

令和三年三月三十一日

四一六八 美保飛行場 米子市、境港市 国有 建物…約五、四〇〇平方メートル

国有 工作物…水道等

令和三年三月二十九日

◎共同使用

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

六〇五六 牧港補給地区 浦添市 国有 土地…約一、八〇〇平方メートル

公有 土地…約三、七〇〇平方メートル

民有 土地…約二〇、〇〇〇平方メートル

沖縄防衛局がランドリー施設を維持管理  
するため共同使用する。

使用期間…ランドリー施設が嘉手納弾薬

庫に移設され米側に提供されるまでの間

◎追加提供

| 施設番号 | 施設名 | 所在地名 | 所有関係 | 摘 | 要 |
|------|-----|------|------|---|---|
|------|-----|------|------|---|---|

|      |          |     |    |              |  |
|------|----------|-----|----|--------------|--|
| 一〇七六 | 旭川近文台演習場 | 旭川市 | 国有 | 土地・約三〇平方メートル |  |
|------|----------|-----|----|--------------|--|

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 年約六週間

二 仮設建物等を設置する場合は、その

設置期間

陸上自衛隊旭川駐屯地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。この場合にお

一〇七八 名寄演習場

名寄市

国有

いて、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

建物・約四二〇平方メートル

訓練施設として追加提供する。

使用期間・

一 年約六週間

二 仮設建物等を設置する場合は、その

設置期間

陸上自衛隊名寄駐屯地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。この場合にお

いて、合衆国軍隊がこの施設及び区域を

四一六八 美保飛行場

米子市、境港市

国有

使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

建物・約五、五〇〇平方メートル

国有

工作物・水道等

訓練施設等として追加提供する。

使用期間…

一 一年二十日以内、必要に応じ、各訓練の展開と撤収のための追加期間

二 仮設建物等を設置する場合は、その

設置期間

航空自衛隊美保基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において

五二二三 大矢野原・霧島

えびの市

演習場

国有

国有

て、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約六〇、〇〇〇平方メートル

建物…約四、一〇〇平方メートル

工作物…囲障等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和三年五月十日から同月十八日までの間

二 必要に応じ、仮設建物の建設及び取

壊しのための期間

陸上自衛隊北熊本大矢野原中演習場及び

五二二七 鹿屋飛行場

鹿屋市

陸上自衛隊えびの霧島中演習場の施設及び区域の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

国有 土地…約二〇、〇〇〇平方メートル

国有 建物…約一二、〇〇〇平方メートル

国有 工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和三年五月十日から同月十八日ま

での間

二 必要に応じ、仮設建物の建設及び取壊しのための期間

海上自衛隊鹿屋航空基地の施設及び区域の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

工作物・鋪床等

道路等として追加提供する。

六〇〇一 北部訓練場  
沖繩県国頭郡国頭村 国有

、東村

◎新規提供



国有

土地…約二一七、〇〇〇平方メートル

国有

建物…約二、一〇〇平方メートル

国有

工作物…水道等

訓練施設として新規提供する。

使用期間…

一 令和三年五月十日から同月十八日までの間

二 必要に応じ、仮設建物の建設及び取壊しのための期間

陸上自衛隊相浦駐屯地の施設及び区域の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及

び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

## 海上演習場関係

### ◎新規提供

#### 硫黄島訓練区域

##### 一 区域

第一区域 次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

- (1) 北緯二四度四六分三九・九秒、東経一四一度一七分二二・二秒
- (2) 北緯二四度四五分〇〇・九秒、東経一四一度一六分五二・八秒
- (3) 北緯二四度四五分〇九・九秒、東経一四一度一六分一六・二秒
- (4) 北緯二四度四六分四八・九秒、東経一四一度一六分四五・〇秒

第二区域 次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

- (1) 北緯二四度四五分四五・四秒、東経一四一度二〇分〇五・九秒
- (2) 北緯二四度四五分一一・八秒、東経一四一度二〇分一九・一秒
- (3) 北緯二四度四四分三〇・九秒、東経一四一度一八分一五・六秒
- (4) 北緯二四度四五分〇五・一秒、東経一四一度一八分〇一・八秒

第三区域 次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

- (1) 北緯二四度四九分〇三・八秒、東経一四一度二〇分五九・三秒
- (2) 北緯二四度四八分三二・六秒、東経一四一度二〇分三八・九秒
- (3) 北緯二四度四九分〇三・八秒、東経一四一度一九分四三・一秒
- (4) 北緯二四度四八分三三・八秒、東経一四一度一八分一〇・一秒
- (5) 北緯二四度四九分〇六・八秒、東経一四一度一七分五六・三秒
- (6) 北緯二四度四九分四二・八秒、東経一四一度一九分四五・五秒

## 二 高度制限

高度一五二メートル（五〇〇フィート）以下とする。

### 三 用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

### 四 摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和三年六月十九日から同月二十八日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。